

亀山市告示第26号

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定その他プログラムに</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者又は同等の所得水準にある者。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。</p>

準じた資格取得後の就労計画の策定
等の支援を受けている者

[(2) 略]

(訓練給付金の額等)

第5条 訓練給付金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない対象者 当該対象者が第2条第4項第1号又は第2号の指定教育訓練講座の受講のために支払った費用(入学金及び受講料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円)

(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない対象者 当該対象者が第2条第4項第3号の指定教育訓練講座の受講のために支払った費用(入学金及び受講料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(その額が160万円を超えるときは、160万円))

[(2) 略]

(訓練給付金の額等)

第5条 訓練給付金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない対象者 当該対象者が第2条第4項第1号又は第2号の教育訓練講座の受講のために支払った費用(入学金及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円)

(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない対象者 当該対象者が第2条第4項第3号の教育訓練講座の受講のために支払った費用(入学金及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(その額が160万円を超えるときは、160万円))

[(3) 略]

2 前項第2号に掲げる対象者が、教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した場合であつて、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等したときにおける同号の規定の適用については、同号中「100分の60」とあるのは「100分の85」と、「40万円」とあるのは「60万円」と、「160万円」とあるのは「240万円」とする。

3 前2項の規定により訓練給付金の額として算定された額が1万2千円を超えないときは、訓練給付金は、支給しない。

4 [略]

(対象講座の指定申請)

第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、教育訓練講座の受講を開始する日前に訓練給付金の対象となる講座(以下「対象講座」という。)の指定を受けなければならない。ただし、公簿等により確認できると市長が認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

[(3) 略]

[項を加える。]

2 前項の規定により訓練給付金の額として算定された額が1万2千円を超えないときは、訓練給付金は、支給しない。

3 [略]

(対象講座の指定申請)

第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、教育訓練講座の受講を開始する日前に訓練給付金の対象となる講座(以下「対象講座」という。)の指定を受けなければならない。

<p>(1) 申請者及びその者の扶養している 児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全 員の住民票の写し</p> <p>(2) 母子・父子自立支援プログラムの 写し等自立に向けた支援を受けてい ることを証する書類</p> <p>(3) 公共職業安定所が発行する教育訓 練給付金支給要件回答書の写し</p>	<p>(1) 申請者及びその者の扶養している 児童の戸籍謄本若しくは抄本又は戸 籍の全部事項証明書若しくは個人事 項証明書の写し</p> <p>(2) 児童扶養手当を受給している場合 は、児童扶養手当証書の写し</p> <p>(3) 児童扶養手当を受給していない場 合は、申請者の前年（1月から7月 までの間に申請する場合は、前々年） の所得の額、扶養親族等の有無及び 数並びに所得税法（昭和40年法律 第33号）に規定する70歳以上の 同一生計配偶者、老人扶養親族及び 特定扶養親族の有無及び数について の市町村長等の証明書（同法に規定 する控除対象扶養親族（19歳未満 の者に限る。）がある者にあつては、 当該扶養親族の数を明らかにするこ とができる書類及び当該控除対象扶 養親族の前年の所得の額についての 市町村長の証明書を含む。）並びに 養育費に関する申告書（様式第2号）</p>
<p>[(4) 略] (対象講座の指定)</p> <p>第8条 市長は、前条の申請書を受理し たときは、その内容を審査した上で対 象講座の指定の可否を決定し、母子家 庭等自立支援教育訓練給付金対象講座</p>	<p>[(4) 略] (対象講座の指定)</p> <p>第8条 市長は、前条の申請書を受理し たときは、その内容を審査した上で対 象講座の指定の可否を決定し、母子家 庭等自立支援教育訓練給付金対象講座</p>

指定通知書（様式第2号）又は母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、第5条第1項第2号に掲げる対象者であって、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。）ごとに支給をするものについては、その旨を記載するものとする。

（訓練給付金の支給申請）

第9条 前条の規定による指定の通知を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、対象講座の受講を修了した日から起算して30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内）に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる」と市長が認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（1）受給資格者及びその者の扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

指定通知書（様式第3号）又は母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（訓練給付金の支給申請）

第9条 前条の規定による指定の通知を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、対象講座の受講を終了した日の翌日から起算して1月以内に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）受給資格者及びその者の扶養している児童の戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書若しくは個

<p>(2) <u>母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類</u></p> <p>[号を削る。]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>指定した対象講座の入学料及び受講料の領収書の写し</u></p> <p>(6) <u>第5条第1項第1号及び第2号に掲げる対象者にあつては、雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がないことを証明する書類</u></p> <p>(7) <u>第5条第1項第3号に掲げる対象</u></p>	<p><u>人事項証明書の写し</u></p> <p>(2) <u>児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し</u></p> <p>(3) <u>児童扶養手当を受給していない場合は、前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）並びに養育費に関する申告書</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>教育訓練施設の長が、受講者本人が講座を受講するために負担した費用について発行した領収書の写し</u></p> <p>(7) <u>第5条第1号及び第2号に掲げる対象者にあつては、雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がないことを証明する書類</u></p> <p>(8) <u>第5条第3号に掲げる対象者にあ</u></p>
--	---

者にあっては、一般教育訓練給付金、
特定一般教育訓練給付金又は専門実践
教育訓練給付金の支給額を証明する書
類

(8) [略]

2 前項の規定にかかわらず、第5条第

1項第2号に掲げる対象者のうち、支
給単位期間（雇用保険法施行規則第
101条の2の12第4項に規定する
支給単位期間をいう。）ごとに支給を
するものは、前項第3号に規定する書
類に替えて、雇用保険法施行規則第
101条の2の4第3号に規定する受
講証明書を提出しなければならない。

3 受給資格者であって第5条第2項の

規定により同条第1項第2号の規定を
読み替えて適用する額の支給を受けよ
うとするものは、対象講座を修了し、
当該教育訓練に係る資格を取得し、か
つ、対象講座を修了した日の翌日から
起算して1年以内に就職等した日から
30日以内に、母子家庭等自立支援教
育訓練給付金支給申請書（追加支給
用）（様式第5号）に、次に掲げる書
類を添付して市長に提出しなければな
らない。ただし、公簿等により確認す
ることができる」と市長が認めるとき
は、当該書類の添付を省略することが
できる。

つては、一般教育訓練給付金、特定一
般教育訓練給付金又は専門実践教育訓
練給付金の支給額を証明する書類

(9) [略]

[項を加える。]

[項を加える。]

(1) 受給資格者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(3) 教育訓練修了証明書の写し

(4) 指定した対象講座の入学料及び受講料の領収書の写し

(5) 一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金を受領した場合は、受領額を証明する書類

(6) 合格証等の資格を取得したことを証明する書類の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(訓練給付金の支給決定)

第10条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査した上で支給の可否を決定し、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（様式第6号）又は母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請却下決定通知書（様式第7号）により受給資格者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の申請書を受理したときは、その内容を審査した上で支給の可否を決定し、母子家庭等自立支援教育訓練給付金（追加支給分）支

(訓練給付金の支給決定)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査した上で支給の可否を決定し、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（様式第6号）又は母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請却下決定通知書（様式第7号）により受給資格者に通知するものとする。

[項を加える。]

給決定通知書（様式第8号）又は母子家庭等自立支援教育訓練給付金（追加支給分）支給申請却下決定通知書（様式第9号）により受給資格者に通知するものとする。

（受給資格の喪失等）

第11条 [略]

2 受給資格者は、前項第2号及び第3号に該当することになったときは、速やかに母子家庭等自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（請求）

第12条 第10条第1項に規定する支給決定を受けた者は、母子家庭等自立支援教育訓練給付金請求書（様式第11号）により市長に請求するものとする。

2 第10条第2項に規定する支給決定を受けた者は、母子家庭等自立支援教育訓練給付金（追加支給分）請求書（様式第12号）により市長に請求するものとする。

（受給資格の喪失等）

第11条 [略]

2 受給資格者は、前項第2号及び第3号に該当することになったときは、速やかに母子家庭等自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（請求）

第12条 第10条に規定する支給決定を受けた者は、母子家庭等自立支援教育訓練給付金請求書（様式第9号）により市長に請求するものとする。

[項を加える]

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第 1 号中

- 「
- (添付書類)
- 1 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書）
 - 2 児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し
 - 3 児童扶養手当を受給していない場合は、申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）並びに養育費に関する申告書
 - 4 その他市長が必要と認める書類
- 」

- 「
- ※受講開始日現在における雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格の有無
- (添付書類)
- 1 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - 2 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
 - 3 公共職業安定所が発行する教育訓練給付金支給要件回答書の写し
 - 4 その他市長が必要と認める書類
- 」

に、「住民基本台帳」を「住民基本台帳等」に改める。

様式第 2 号を削る。

「

様式第 3 号中

受講に必要な費用	入学料	円+受講料	円=	円
----------	-----	-------	----	---

」

受講に必要な費用	入学料	円+受講料	円=合計	円
支給方法				
(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載) ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合等に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。				

」

「受講終了日の翌日から1箇月以内」を「受講修了日の翌日から30日以内」に改め、「提出してください。」の次に「なお、支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨が記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付

書類を添えて提出してください。」を加え、同様式を様式第2号とし、様式第4号を様式第3号とする。

様式第5号中「第9条」を「第9条第1項」に、

教育訓練講座の期間	年 月 日 (受講開始日) から 年 月 日まで	
受講に要した費用	入学料 円+受講料 円=合計 円	
児童扶養手当証書番号		
雇用保険法の教育訓練給付金の支給額		円

を

教育訓練講座の期間	年 月 日 (受講開始日) から 年 月 日まで	
うち支給単位機関	うち 年 月 日 (初日) から 年 月 日 (末日) まで	
受講に要した費用	入学料 円+受講料 円=合計 円	
雇用保険法の教育訓練給付金の支給額		円

に、

- (添付書類)
- 1 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本 (戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書)
 - 2 児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し
 - 3 児童扶養手当を受給していない場合は、申請者の前年 (1月から7月までの間に申請する場合は、前々年) の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書 (所得税法に規定する控除対象扶養親族 (19歳未満の者に限る。)) がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。) 並びに養育費に関する申告書
 - 4 母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書の写し
 - 5 教育訓練の修了を証明する書類の写し
 - 6 教育訓練施設の長が発行した、受講するために負担した費用について発行した領収書の写し
 - 7 雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がない場合は、受給資格がないことを証明する書類
 - 8 雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がある場合は、一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を証明する書類
 - 9 その他市長が必要と認める書類

を

- (添付書類)
- 1 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - 2 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
 - 3 母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書の写し
 - 4 教育訓練修了証明書の写し (支給単位期間ごとの支給を希望する場合は、受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書)
 - 5 教育訓練施設の長が発行した、受講するために負担した費用について発行した領収書の写し
 - 6 雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がない場合は、受給資格がないことを証明する書類
 - 7 雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がある場合は、一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を証明する書類
 - 8 その他市長が必要と認める書類

に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第9条関係）

母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所
氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

個人番号																				
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第9条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

対象講座指定番号	
教育訓練施設の名称	
教育訓練講座の名称	
教育訓練講座の期間	年 月 日(受講開始日)から 年 月 日まで
資格取得年月日	年 月 日
取得資格名称	
就職等年月日	年 月 日
就職先名称	
受講に要した費用	入学料 円+受講料 円=合計 円
雇用保険法の教育訓練給付金の受給額	円
自立支援教育訓練給付金の受給額	円

事業主の証明

就業先住所	
就業先電話番号	
上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。 年 月 日 事業主氏名 （法人の時は名称・代表者氏名）	

注

- 支給申請期間は、対象講座を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、対象講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 事業主の証明については、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、事業主の証明を省略することが可能です。

(添付書類)

- 1 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- 2 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- 3 教育訓練修了証明書の写し
- 4 指定した対象講座の入学料及び受講料の領収書の写し
- 5 雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がある場合は、一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受領額を証明する書類
- 6 資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）
- 7 その他市長が必要と認める書類

同意書

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給の可否決定に当たり、市職員が住民基本台帳等を閲覧することに同意します。

氏名



様式第6号及び様式第7号中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

様式第9号を様式第11号とし、様式第8号を様式第10号とし、様式第7号の次に次の2様式を加える。

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

申請者

様

亀山市長



母子家庭等自立支援教育訓練給付金（追加支給分）支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった母子家庭等自立支援教育訓練給付金（追加支給分）の支給について、次のとおり決定しましたので、亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

支給決定額 _____ 円

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

申請者

様

亀山市長



母子家庭等自立支援教育訓練給付金（追加支給分）支給申請却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった母子家庭等自立支援教育訓練給付金（追加支給分）の支給申請については、次の理由により却下することとしましたので、亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

却下する理由	
--------	--

様式第 1 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第12号（第12条関係）

母子家庭等自立支援教育訓練給付金（追加支給分）請求書

年 月 日

亀山市長 様

住所

氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 第 号で支給の決定を受けた亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金（追加支給分）について、亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第12条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

振替又は送金先

金融機関名 銀行 本店 金庫 支店 農協	預金種類 普通(総合) 当座
口座名義人 (フリガナ)	口座番号

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、令和6年8月30日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。